

議案第 69 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 8」を「別表第 7」に改める。

別表第 8 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 47 年三重県条例第 41 号）第 6 条第 1 項の規定による確認を受け、工事が施工されている宅地開発事業については、なお従前の例による。